

評価結果報告書（事前評価）

1. 施策名等

研究課題	覚せい剤事犯者の再犯防止対策に関する研究
研究の実施者	法務総合研究所

2. 事業等の内容

(1) 課題・ニーズ

覚せい剤事犯（所持・使用）を繰り返す者の大半は、初犯時に執行猶予付判決を言い渡されるものの、覚せい剤の乱用を中止することができず二犯目を犯して実刑判決を受けている実情が、平成19年版犯罪白書における調査によって明らかとなった（平成19年版犯罪白書277ページ）。そこで、覚せい剤事犯初犯者が再び覚せい剤事犯を繰り返さないようにするため、覚せい剤事犯初犯者が再犯に至る経緯、原因等について実証的な調査・研究を行い、その結果に基づいて覚せい剤事犯初犯者への適切な処遇方策を検討することが必要である。

(2) 目的・目標

覚せい剤事犯者が初犯時の執行猶予判決をどのように受け止め、その後の社会生活でどのように再乱用に至ったかについて、実態調査及び意識調査を行い、より効果的な覚せい剤事犯初犯者に対する処遇方策の検討のための基礎的な資料を提供することを目的とする。

(3) 具体的内容

覚せい剤取締法違反により受刑している者のうち、同法違反による執行猶予歴を有する受刑者を対象として

ア 年齢、性別、前科関係、保護処分歴等の基本属性のほか、初犯事件及び再犯事件について、量刑、動機、きっかけ、覚せい剤入手方法、暴力団関係の有無、職業、家族関係、交友関係等について、実態調査を行い、覚せい剤事犯受刑者が二犯目を犯すに至った経緯、諸事情を概観・分析する。

イ 執行猶予判決を受けた際の受け止め方、執行猶予期間中の意識、必要だったと思う監督・支援制度等について意識調査を行い、執行猶予期間中にどのような監督・支援が不可欠であるのかなどについて分析する。

3. 事前評価の内容

(1) 必要性

平成19年版犯罪白書における調査により、約3割の再犯者が全体の約6割の犯罪を犯している実態が明らかとなった。再犯事情はその罪名によって特徴が見られるが、中でも覚せい剤事犯は再犯に及ぶ比率が特に高い。したがって、覚せい剤事犯初犯者に対しては特に適切な処遇方策を講ずる必要があるところ、その検討のための基礎的な資料を提供するため、本研究を行う必要がある。

(2) 効率性

覚せい剤事犯者に対する効果的な処遇方策を検討するための基礎的な資料を提供するには、多くの覚せい剤事犯のデータを収集して量的分析を行うほか、覚せい剤事犯者の詳細な属性、刑事施設等における処遇状況等について実証的に調査し、その結果を分析

する必要があるところ、本研究は、検察官、刑務官、保護観察官としての実務経験を有する研究官で構成するチームで行うため、覚せい剤事犯データの収集においても、また実際の処遇状況の調査についても効率的に行うことが可能であり、手段の適正性・費用対効果の点から効率性は高い。

(3) 有効性

本研究の成果は、法務省関係職員に対する職務上の資料として取りまとめられ、今後、覚せい剤事犯者が再犯を繰り返さないよう効果的な処遇方策の在り方を検討する上で、有用な資料となることが期待できることから、研究の有効性が認められる。

(4) 総合的評価

本研究は、上記のとおり必要性、効率性及び有効性がそれぞれ認められる上、本研究における成果は、今後の矯正及び保護における処遇方策の在り方等を検討する上で、貴重な資料となることが見込まれることから、早期に行うべき研究課題といえる。

4. 備考